

高次脳機能障害者と同居する家族の 避難行動要支援者名簿に対する意識

水子学*¹ 高尾堅司*¹ 佐々木新*¹

要 約

本研究は、高次脳機能障害者と同居する家族の避難行動要支援者名簿に対する意識について確認することを目的とした。調査者は、2016年1月から3月にかけて、Y県の高次脳機能障害者と同居する家族を対象に面接調査（半構造化面接）を行った。その結果、避難行動要支援者名簿の存在を認知していなかった家族が、7世帯のうち3世帯を占めた。また、避難行動要支援者名簿に対する対処有効性に関しては、周囲の他者からの支援への期待のあり方によって、肯定的認知と否定的認知がともに存在することが明らかになった。さらに、名簿登録に対する抵抗感については、情報漏洩に対する懸念がその背景にあることが確認できた。本調査結果から、避難行動要支援者名簿の利活用においては、高次脳機能障害者が支援対象者から漏れることのないよう名簿の要件を定めたいと、名簿作成のみにとどまることなく、個別計画の策定に結びつけることが不可欠であると考えられた。

1. 緒言

高次脳機能障害とは、外傷性脳損傷や脳血管障害等に起因した脳の器質的損傷に伴って出現する注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知行動障害の総称である。2001（平成13）年度から3か年、厚生労働省は、高次脳機能障害者への支援施策を検討するために、「高次脳機能障害支援モデル事業」を推進し、行政的な診断基準を定めた¹⁾。本稿における高次脳機能障害者とは、行政的な診断基準に基づいて診断された者を指す。厚生労働省が2011（平成23）年12月に実施した調査によると²⁾、医師から高次脳機能障害と診断された人の数は推定値で422,200名とされている。そのうち、障害者手帳を所持する人は278,200名と65.9%を占めており、地域生活を送る上で何らかの支援を要する人々が少なくないことを示唆している。

普段の生活において何らかの支援を要する限り、災害時には新たな支援を要する可能性がある。そもそも、災害発生が予測される段階や災害が発生した際に、その状況を冷静に見計らって適切な場所に滞りなく避難することは容易ではない。なぜなら、災害の種類や程度によって、いつ、どのよう

に避難するべきかが異なるためである。とりわけ、高次脳機能障害を有する人々にとってその困難さがさらに増すことが考えられる。そのため、災害発生が予測される段階や災害が発生した段階において、円滑に避難できるための備えが求められる。

高次脳機能障害者が円滑に避難するための備えの一つに挙げられるのが、避難行動要支援者名簿である³⁾。避難行動要支援者とは、「当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」（p.311）と定義されている³⁾。また、同法において市町村長は避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、当該市町村において居住する避難行動要支援者の生命を守るために使用されることが期待される。さらに、内閣府は⁴⁾、「災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。」（p.35）としている。つまり、避難行動要支援者の存在を示す避難行動要支援者名簿を整備するだけにとどまらず、避難行動

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 臨床心理学科
（連絡先）水子学 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-mail : mizuko@mw.kawasaki-m.ac.jp

要支援者の状況に即した避難支援等の具体的な計画を立案することが求められている。この両輪が機能すれば、災害の発生が予測される際や災害発生後における避難行動要支援者の安全な避難が実現することが考えられる。

仮に、避難行動要支援者が避難行動要支援者名簿に登録しないならば、避難行動要支援者の所在や状況を把握することに支障をきたし、災害の発生が予測される際や災害発生後の避難支援が困難になる。その点で、避難行動要支援者の安全な避難を実現させるには、避難行動要支援者に該当する人々が名簿に登録することは、少なくとも避難支援の側面からすれば望まれるところである。しかし、避難行動要支援者名簿に登録することは、一種の個人情報を開示することでもある。避難支援に関わる人々は、避難行動要支援者名簿の内容を確認する必要があるため、個人情報が第三者に伝わることは回避できない。内閣府⁵⁾によると、慎重な取り扱いが必要と考える個人情報として病歴（病気になった事実）を挙げた人は55.6%、健康に関する情報を挙げた人は36.2%であった（複数回答）。この結果は、心身に関わる個人情報については配慮を要すると考えている人々が少なくないことを示唆している。それゆえ、高次脳機能障害者と同居する家族が、家族に避難行動要支援者が存在することを名簿に登録することに対して、その情報の取り扱いや漏洩に対する懸念を抱いたとしても不思議ではない。また、災害発生が予測される際や災害発生後の避難において、避難行動要支援者名簿の有効性に疑問を抱く当事者やその家族は、積極的に避難行動要支援者名簿に登録しようとしなことが予想される。

防災上は、避難行動要支援者名簿の整備とともに個別計画を立案し、実効性のある避難支援を実現す

ることが重要である。ただし、その理屈のみでもって、避難行動要支援者名簿への登録を奨励することは必ずしも適切ではなからう。当事者あるいはその家族が避難行動要支援者名簿をどのようにみなしているかを知ることで、避難行動要支援者名簿や個別計画を立案する際に配慮すべき点を知ることができる。避難行動要支援者の当事者あるいはその家族の避難行動要支援者名簿に対する考えとその背景に備わる考えを包括的に捉えるにあたっては、定性的研究が妥当である。そこで、本研究では高次脳機能障害と同居する家族に対して聞き取り調査を実施した。

2. 方法

2.1 調査の手続き

2016年1月から3月の期間に、障害者とその家族に対する支援を目的としたY県内のあるNPO法人の会員のうち、高次脳機能障害者と診断された当事者と同居する家族（7世帯）を調査対象とした。被面接者は、7世帯のうち1世帯は2名（男1、女1）であり、6世帯は1名であった（男0、女7）。被面接者と同居する高次脳機能障害者の平均年齢は、47.6歳（ $SD=16.7$ ）であった。2名の面接者による半構造化面接を実施した。面接回数は一回で、所要時間は約1時間であった。謝礼として、一世帯あたりクオカード（1,000円分）を1枚手渡した。

面接においては、最初に同居する高次脳機能障害者との続柄、障害者手帳取得の有無等について尋ねた（表1）。さらに、避難行動要支援者名簿の存在に対する認知の有無、障害等の理由で災害時における避難が困難な方の名簿への登録の依頼を受けた経験の有無（経験有の場合は調査主体と調査時期並びに名簿を作成することに対する印象を確認）、現在の登録状況、避難行動要支援者名簿が災害発生あるい

表1 調査対象者の属性および同居する高次脳機能障害者の属性、所持している障害者手帳

調査対象者		在宅の高次脳機能障害者			
ID	年齢	調査対象者との続柄	性別	年齢	現在所持している手帳
1	60歳代	夫	男性	70歳代	—
2	60歳代	子	男性	30歳代	療育手帳B 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級
3	60歳代	子	男性	40歳代	身体障害者手帳3級
4	50歳代	夫	男性	60歳代	身体障害者手帳5級 精神障害者保健福祉手帳1級
5	60歳代	子	男性	30歳代	療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2級
6	60歳代	子	男性	40歳代	身体障害者手帳6級
7	60歳代	子	男性	30歳代	療育手帳A 身体障害者手帳1級
8	60歳代				

注) ID=7とID=8は同一世帯の調査対象者

表2 避難行動要支援者名簿の存在に対する認知、現在の名簿登録状況とその背景

ID	名簿存在の認知	名簿登録状況	名簿登録に関わる背景
1	なし	未	「地域の方々が訪問してきたことはあったが、名簿の話はなかった」
2	あり	登録済	「自分が65歳になった時に民生委員が訪問してきた」 「自分自身の登録と一緒に登録した」
3	なし	未	「名簿の話は聞いたことがない」 「民生委員も、うちに障害者がいることは知らないと思う」
4	あり	未	「以前は(名簿への登録を)していた」「(今の住まいに)引っ越した時に(名簿への登録)を切った」 「(以前住んでいた地域で)民生委員と町内会長だけには(主人は)こういう状態なんぞで言ったら、多分、町内会長の方からだと思うんですけど(近所に)広まっちゃって」 「記憶がないということに関して(近所の奥さんが)面白がるみたいに声を掛けられて…」 「記憶障害だっというのを自分の中でちょっと隠したい気持ちがあっ…」 「災害があったときに、もし私が出掛けていたら、声掛けして下さる方は要るのかなって、(登録について)今考え直している」
5	あり	登録済	4, 5年前、「民生委員からそういうの(名簿)ができたからどうしますかと言われて(登録した)」 「(登録しておいた方が)間違いかなと思うので」
6	なし	未	「(名簿登録を呼びかけられたことは)ないです」
7	あり	登録済	「10年くらい前に民生委員からこういうこと(名簿)があるのでってことで登録した」
8	あり	登録済	「(今日までの間、民生委員から登録の確認を求められたことはないが)、町内会長を務めた際、リストを市からもらってきたので、それを見て登録されていることを確認した」

は災害が発生するおそれがある時に避難行動要支援者救出上役に立つと思うかという対処有効性認知、避難行動要支援者名簿に家族の名前、住所、障害区分等を掲載することについての抵抗感の有無(抵抗感有の場合はその理由を確認)等について尋ねた。以上の質問内容に対する回答内容に応じて質問し、さらにそれに対する回答を得る手続きで面接を実施した。面接内容は、調査対象者の同意を得た後、ICレコーダーに録音した。録音内容は、調査者が逐語録化した。

2.2 倫理的配慮

調査実施の前に、調査者は当該NPO法人の代表者に本研究の概要を説明した、その際、調査の協力を同意したとしても随時辞退することは可能であること、辞退したことによる不利益は一切生じないことを伝えた。調査協力の意図が確認された場合は、調査協力同意書に署名および捺印を得た。併せて、調査協力同意撤回書を手渡した。その後、調査者は、当該NPO法人の会員に対して調査協力依頼書等を配布し、調査の主旨を説明した。そして、調査協力申請書の提出が認められた対象者に対しては、調査当日、改めて調査の主旨を説明し、同意を得た上で面接を実施した。なお、本研究は、著者が所属する大学の倫理委員会の承認を得て実施された(承認番号:15-054)。

3. 結果

3.1 避難行動要支援者名簿の存在に対する認知

調査対象の世帯ごとに、避難行動要支援者名簿の存在に対する認知および現在の名簿登録状況とその背景を整理した(表2)。7世帯のうち、避難行動要支援者名簿を認知していたのは、4世帯であり、残りの3世帯の家族は名簿の存在を認知していなかった。避難行動要支援者名簿を認知していた4世帯のうち3世帯が、現在、名簿に登録済みとなっていた。登録の過程として、民生委員の訪問および説明によって名簿の存在を認知し、登録に至っていることが確認できた。また、一度、登録を完了すると、定期的に登録状況の確認を求められることはなかったことが語られた(ID=7, 8)。なお、1世帯の家族(ID=4)は、以前の居住地では登録していたものの、転居後の現在は登録を控えている状況であった。その背景として、民生委員と町内会長に当事者の障害について説明した結果、その内容が不特定多数の近隣住民に伝わり、不快な思いをしたことが語られた。

3.2 避難行動要支援者名簿に対する対処有効性認知

表3に、各世帯における避難行動要支援者名簿に対する対処有効性認知とその理由を整理した。7世帯のうち、5世帯は、名簿への登録が避難行動要支援者を救出する上で役立つと認知していた。その理由に関しては、「何かあったときに(周囲の人が)声掛けしてくれる」「(必ず自宅に自分が)いると

表3 避難行動要支援者名簿に対する対処有効性認知とその理由

ID	名簿に対する 対処有効性認知	対処有効性認知に関する理由
1	役立つ	「歩けないような人もおられるから、(災害が発生したとき) パッと誰かが行くように手配しているのではないか」
2	役立つ	「なんかあったときに声をかけてもらえるかなあ…ちょっとでも助けになれば」
3	役立つ	「(必ず自宅に自分が) いるとも限らないし、(周囲の人が) 声を掛けてくださったら…」
4	役立つ	「何かあったときに(周囲の人が) 声かけしてくれる」
5	役立たない	「(誰かが) どうかしてくれるというのは、どうかなって思う」 「実際に(登録)していなかったら、もっと支援がないだろうな」 「何に役立つとかいうのは、あまり期待していない」
6	役立つ	「(同居する要介護高齢者を) そのままにして逃げるわけにはいかないから、行政が助けに来てくれた方がありがたい」
7	役立たない	「(住んでいる地域は) お年寄りが多くて若い人(支援する側の方) が少ない」
8		

表4 避難行動要支援者名簿登録に対する抵抗感の有無と抵抗感がある場合の理由

ID	名簿登録に対する 抵抗感の有無	抵抗感がある場合の理由
1	あり	「(情報が) どっかに漏れるというか…」
2	なし	—
3	なし	—
4	あり	「(以前住んでいた地域で) 民生委員と町内会長に(障害のことを) 伝えたら、一日か二日の間で百軒くらいに伝わって…面白がっているみたいだな…」 「息子が仕事から帰ってきたら、(近所の人が) 息子にも(障害のことについて) 声を掛けてきた」 「そんなつもりで(民生委員や町内会長) に伝えたわけじゃないのに…」
5	なし	—
6	なし	—
7	なし	—
8		

も限らないし、(周囲の人が) 声を掛けてくださったら…」といった内容が挙がっていた。このことから、名簿の対処有効性に関する肯定的な認知は、名簿登録が周囲の他者からの声掛けにつながるであろうという期待に基づいていることを確認することができた。

一方、否定的な対処有効性認知に関する理由としては、「(誰かが) どうかしてくれるというのは、どうかなって思う」、「(住んでいる地域は) お年寄りが多くて若い人(支援する側の方) が少ない」といった内容が挙がっていた。行政を含め、家族以外の他者に対する支援への期待の低さが、否定的な対処有効性認知の背景に存在することが示された。

3.3 避難行動要支援者名簿登録に対する抵抗感

表4に、各世帯における避難行動要支援者名簿に対する抵抗感の有無と抵抗感を感じる理由を整理した。7世帯のうち、名簿登録に対して抵抗感があると語ったのは、2世帯であった。この2世帯のうち、1世帯(ID=1)は名簿の存在を認知しておらず、名簿に未登録となっている。1世帯(ID=4)は、名簿について既知であるにもかかわらず、現在、登録を見合わせている。抵抗感を感じる理由として、2世帯に共通して情報漏洩に対する懸念を挙げているが、1世帯の家族(ID=4)は、名簿への登録に伴い、実際に当事者の障害に関する情報が不特定多数の近隣住民に漏れ、興味本位で声を掛けられた経験につ

いて語っていた。

4. 考察

本研究の分析結果から、避難行動要支援者名簿の存在について、7世帯中3世帯の家族が認知していないことが明らかになった。災害対策基本法⁶⁾において、市町村長は避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。2017（平成29）年6月1日現在における市町村の取り組み状況について総務省が調査を行った結果、93.8%の市町村が作成済であることが明らかになっている⁷⁾。本調査の対象者が、偶然にも避難行動要支援者名簿を作成していない市町村に居住していたとは考えにくい。名簿の存在を認知していなかった理由の1つとして、避難行動要支援者の要件の問題が考えられる。内閣府⁴⁾によると、避難行動要支援者の要件について、「要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること」（p.17）と記載されている。これは、避難行動要支援者の要件について統一した基準は存在せず、どういった要件を満たす者を避難行動要支援者と定めるかは、各自治体で異なっていることを意味している。本研究において、避難行動要支援者名簿の存在を認知していなかったのは、当事者が障害者手帳を所持していない1世帯、身体障害者手帳3級および6級を所持している2世帯の計3世帯であった。このことから、高次脳機能障害と診断されている者であっても、手帳を所持していない、あるいは手帳の等級が各自治体の定めた基準を下回っている場合、民生委員等から避難行動要支援者名簿に関する説明がなされず、その結果として名簿登録に結びつかない可能性がある。

2015（平成27）年に実施された高次脳機能障害全国実態調査⁸⁾によると、4,135名の高次脳機能障害者のうち、障害者手帳取得者は1,522名、非取得者（非該当者および未申請者）は2,613名となっており、6割以上の者が障害者手帳を所持していない。また、高次脳機能障害は、器質性精神障害に該当するため、精神障害者保健福祉手帳の対象となるが、障害者手帳の取得者1,522名のうち、精神障害者保健福祉手帳の取得者は400名にとどまっており、そのうち1級の手帳を所持する者は34名とさらに少ない。このような高次脳機能障害者の社会保障制度の利用実態を踏まえると、避難行動要支援者名簿の存在に対する認知度の低さは、高次脳機能障害者と同居する全国の家族において共通する特徴となっている可能性がある。高次脳機能障害者は、注意障害、記憶障害、

遂行機能障害といった認知障害により、その場の状況に即して判断、行動することが難しい。災害発生あるいは災害発生のおそれのある緊急事態では混乱することが予想されるため、避難の際に他者の支援が不可欠となる。今後、全国の各自治体が定めている避難行動要支援者名簿の要件を精査し、高次脳機能障害者が障害者手帳の所持の有無あるいは手帳の等級のみの基準によって、支援対象から漏れていないかどうか調査を進める必要がある。

避難行動要支援者名簿に対する対処有効性に関しては、周囲の他者からの支援への期待のあり方によって、肯定的認知と否定的認知がともに存在することが明らかになった。肯定的な対処有効性認知の背景には、他者からの声掛けの可能性が高まるのではないかという期待が存在することが示された。高次脳機能障害者の日常生活実態に関する訪問調査結果⁹⁾によると、日常生活における介助は、97%の障害者で家族が担っており、家族に過重な負担がかかっていることが示されている。さらに、高次脳機能障害者は、日中、テレビ視聴や家族との会話など、家庭内で多くの時間を過ごすことが明らかにされている。これらのことから、高次脳機能障害者の場合、その社会的関係が家族のみに限局しやすく、地域住民を含めた他者との関係を構築しにくい現状があると考えられる。家族は、避難行動要支援者名簿への登録の結果として、地域住民による当事者への認識が高まり、災害等の緊急事態におけるマンパワーの確保につながることを期待していると思われる。

一方、否定的な対処有効性認知の背景には、地域住民の高齢化に伴い、要支援者が多く、支援者が少ない地域であるため、たとえ名簿に登録したとしても他者からの支援を得ることは難しいのではないかという期待の低さが存在していた。内閣府⁴⁾は、「災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。」（p.35）と述べている。しかし、個別計画の策定は義務化されていないため、発災時に各々の名簿登録者に対して誰が支援を行うのかといった具体的な支援方法が十分に吟味されていない可能性がある。本研究で得られた否定的な対処有効性認知は、家族や当事者とともに個別計画の策定に向けて連携調整を図り、支援方法が具体化することによって軽減できると思われる。

避難行動要支援者名簿への登録に対する抵抗感について、抵抗感があると語った家族は2世帯であった。しかし、そのうちの1世帯の家族は、名簿への登録に伴い、当事者の障害に関する情報が不特定多

数の住民に知れ渡り、不快な思いを経験したため、現在、登録を見合わせていることが判明した。高次脳機能障害は、運動障害とは異なり、外見からは分かりにくい。また、複雑かつ多様な症状を呈し、状況によっても症状の現れ方が異なるため、周囲の他者を困惑させることがある。そのため、他者の興味を強く引き、結果として、当事者の情報が短期間のうちに近隣住民の間に拡散した可能性がある。

また、災害対策基本法⁶⁾には、名簿情報に関する秘密保持義務の条文が存在するが、名簿登録の際に、得られた情報について、不適切な取り扱いがなされた可能性があり、情報漏洩に対する措置が講じられていなかった可能性が示唆された。避難行動要支援者名簿に記載するよう定められている事項のうち、特に、障害の内容や手帳の等級等の情報が含まれる「避難支援等を必要とする事由」の取り扱いには十分、配慮する必要があると考えられる。2017（平成29）年に施行された改正個人情報保護法¹⁰⁾では、不当な差別や不利益が生じないように、特に慎重な取り扱いを必要とする個人情報報を「要配慮個人情報」として類型化している。病歴、身体障害、健康診断結果等は要配慮個人情報に該当するとみなされ、その取得や第三者提供においては、あらかじめ本人の同意を得ることが原則となっている。避難行動要支援者名簿における障害の内容等の情報は、多くの要配慮個人情報を含んでいる。こういった情報を、職

務としてではなく自主的に地域活動に携わっている住民との間で、どのように共有すればよいのか、今後、検討すべき課題であることが明らかになった。

本研究の分析結果から、高次脳機能障害者と同居する家族を対象に、避難行動要支援者名簿の存在に対する認知の程度や期待のあり方、また、名簿登録に伴う情報漏洩の事実について把握できたことは、今後、避難行動要支援者名簿を作成し、個別計画を策定するうえで有用な示唆を与え得るものであると考えられる。ただし、本研究では7世帯の家族のみを対象としているため、同じ高次脳機能障害であっても、障害内容あるいは当事者との続柄によって、名簿に対する対処有効性認知や抵抗感が異なるのか分析することができなかった。今後、サンプルサイズを拡大し、より詳細な分析を試みる必要がある。また、本研究では、避難行動要支援者名簿への登録のみに焦点を当てているが、登録後の個別計画支援がどの程度、策定されているのか調査する必要がある。名簿への登録だけでは、発災時の支援を実現することは困難であり、個別計画の策定が不可欠である。個別計画が具体的に策定されることにより、名簿に対する対処有効性認知はより一層高まるのではないかと考えられる。個別計画策定の状況と名簿に対する対処有効性認知との関係を吟味することで、避難行動要支援者名簿の運用について、さらに有効な知見が得られるものと期待される。

謝 辞

本調査にご協力下さった調査対象者に対して、心よりお礼申し上げます。本研究は、JSPS 科研費（課題番号：15K04050）の助成を受けたものです。

付 記

本研究の一部は、31th International Congress of Psychology 2016 にて発表された。なお、川崎医療福祉学会誌に掲載された本稿の筆者らによる別稿においても、避難行動要支援者名簿に関する内容が含まれているが、本稿は高次脳機能障害の家族を対象に避難行動要支援者名簿に関連する考えを抽出することをねらいとしたものであり、別稿の内容と目的は別である。

注

†1) 内閣府によれば¹¹⁾、災害時要援護者名簿等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成していた市町村については、その名簿の内容が避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合は改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はないとされている。よって、市町村によって当該名簿の名称が異なる場合があるが、本研究では避難行動要支援者名簿という表記を採用した。

文 献

- 1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、国立障害者リハビリテーションセンター：高次脳機能障害者支援の手引き（改訂第2版）第1章 高次脳機能障害診断基準ガイドライン。高次脳機能障害情報・支援センター。
http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/data/?action=common_download_main&upload_id=383807, 2008. (2018.3.19確認)
- 2) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部：平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態

調査)結果。

- http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h23.pdf, 2013. (2018.2.8確認)
- 3) 防災行政研究会編：逐条解説災害対策基本法。第三次改訂版，ぎょうせい，東京，2016.
 - 4) 内閣府（防災担当）：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針。
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>, 2013. (2018.2.8確認)
 - 5) 内閣府政府広報室：「個人情報保護法の改正に関する世論調査」の概要。
<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h27/h27-kojin.pdf>, 2015. (2018.2.8確認)
 - 6) 内閣府：災害対策基本法 第四章 災害予防 第三節 避難行動要支援者名簿の作成等（第四十九条の一〇—第四十九條の一三）。
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=336AC000000223&openerCode=1#K, 2016. (2018.3.19確認)
 - 7) 総務省消防庁：避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/11/291102_houdou_2.pdf, 2017. (2018.3.19確認)
 - 8) 高次脳機能障害全国実態調査委員会：高次脳機能障害全国実態調査報告。高次脳機能研究，36(4)，24-34，2016.
 - 9) 遠藤てる，本田哲三，高橋玖美子：東京都における高次脳機能障害者調査について第2報—生活実態調査報告—，リハビリテーション医学，39(12)，797-803，2002.
 - 10) 個人情報保護委員会：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）。
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf, 2017. (2018.3.19確認)
 - 11) 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当），消防庁国民保護・防災部防災課長，厚生労働省社会・援護局総務課長：災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/pdf/kihonhou_01_7.pdf, 2013. (2018.2.8確認)

(平成30年6月7日受理)

Recognition among Families Living with a Member with Higher Brain Dysfunction of the List for Persons Needing Disaster Evacuation Assistance

Manabu MIZUKO, Kenji TAKAO and Arata SASAKI

(Accepted Jun. 7, 2018)

Key words : higher brain dysfunction, families, the list for persons needing disaster evacuation assistance, qualitative research

Abstract

This study aimed to investigate families living with a member with higher brain dysfunction and to verify their recognition of the list of persons requiring evacuation action assistance. For this purpose, we conducted semi-structured interviews from 2015 to 2016 with such families in Prefecture Y. Results revealed that three out of seven households had no knowledge about the list and that the families had both positive and negative recognition toward using the list, particularly when it came to its effectiveness, i.e., the way the list should be used to obtain support from others in the area that they would need. We also discovered the families' hesitation to register due to concerns about potential leakage of personal information. Findings have led us to believe that (1) all the requirements for list registration should be clearly laid out so that no individuals in need would be excluded from being listed and that (2) not only the effort to promote the list but also individually tailored action plans to support the registered members are highly important.

Correspondence to : Manabu MIZUKO

Department of Clinical Psychology

Faculty of Health and Welfare

Kawasaki University of Medical Welfare

Kurashiki, 701-0193, Japan

E-mail : mizuko@mw.kawasaki-m.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.28, No.1, 2018 205 – 212)